

長久手市長 殿

住 所	長久手市
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正 年 月 日 昭和
電話番号	() -

長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱を遵守します。

記

製品名	
製造者名	
特殊詐欺対策電話機等を 設置した電話番号	() -
購入年月日	年 月 日
補助対象経費 (購入にかかる費用)	金 円
補助金交付申請額*	金 円

※補助金交付申請額：特殊詐欺対策電話機等の購入にかかる費用×1/2
(上限5,000円。100円未満の端数は切り捨て)

添付書類

- (1) 領収書等の写し
- (2) 設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書(該当者のみ)
- (3) カタログ等、特殊詐欺対策電話機等の機能が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 転売等を目的として特殊詐欺対策電話機等を設置する者でないこと
- 二 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと
- 三 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でないこと
- 四 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと
- 五 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- 六 特殊詐欺対策電話機等は、購入の日から3年間は市長の承認を受けず、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと
- 七 市長の承認を受けて特殊詐欺対策電話機等を処分したことにより収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に納付することについて了承すること
- 八 特殊詐欺対策電話機等の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わないことについて了承すること
- 九 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を市が確認することについて了承すること
- 十 本要綱第14条に基づき、補助金の返還が決定された場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること

年 月 日

氏名（自署）